

第 9 回 定例農業委員会議事録

令和 6 年 4 月 5 日（金）午後 2 時 0 0 より、市役所本庁舎 8 階 大会議室において、農業委員総会を開催した。

会議の顛末は、次のとおりである。

出席委員（18名）

1	中津 正三	8	清水 峰幸	15	桐山 文子
2	佐竹 静	9	林 新太郎	16	三輪 則夫
3	棚橋 新一	10	高橋 正彦	17	辻元 政博
4	岩井 豊太郎	11	高橋 滋	18	高橋 美和子
5	森 千尋	12	下野 一郎	19	春日井 忠
6	吉田 和郎				
7	柳瀬 美穂	14	吉田 幹夫		

欠席委員（1名）

13	田部 恵		

その他の出席者（5名）

安藤事務局長	三浦課長	長谷川主事
竹中事務局次長	堀主幹	

議案

議案第 6 0 0 号 最適化活動の目標設定について

議案第 6 0 1 号 農業経営基盤強化促進法附則第 5 条第 1 項の規定による農用地利用等について

議案第 6 0 2 号 農地の相続税納税猶予制度に係る証明願について

議案第 6 0 3 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 6 0 4 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について

議案第 6 0 5 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

報告第 9 号 農地法第 4 条、第 5 条の規定による届出関係、その他報告事項について

議長

ただ今から、第9回定例農業委員会を始めたいと思います。

本日の議事録署名者に、2番 佐竹委員、18番 高橋委員の両名の方をお願いしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

ご異議がないようですので、ご両名の方をお願いしたいと思います。
では、ただ今から議案審議にはいります。

議案第600号 最適化活動の目標設定について、を議題に供します。
事務局説明願います。

事務局

議案第600号、最適化活動の目標設定について、説明させていただきます。

こちらにつきましては、13ページ、「令和6年度最適化活動の目標の設定等」をご覧ください。

最適化活動の目標設定等につきましては、農業委員会に関する法律第6条第2項の規定による最適化活動の透明性を確保するため、取り組むこととされたものでございます。

13ページは、令和6年4月1日現在の農業委員会の状況が記載されております。

1 農業委員会の現在の体制につきましては、現在の農業委員、推進委員の人数を記載しております。

2 農家・農地等の概要につきましては、農林水産省のHP、農林業センサスから、数値を記載しております。

14ページをご覧ください。

1 最適化活動の成果目標から簡単に説明させていただきます。

(1) 農地の集積についてですが、②の目標をご覧ください。

今年度の新規集積面積としまして、

令和12年度末時点の集積率78パーセント目標につきましては、大垣市が策定している、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に基づき、目標年度、集積率を一致させております。今年度についての新規集積面積の目標値については、5haを目標に掲げております。

(2) 遊休農地の解消ですが、②の目標イをご覧ください。

令和5年度に、新規に発生した遊休農地3.7haの解消を重点的に目的として掲げております。

15 ページをご覧ください。

(3) 新規参入者の促進についてですが、②の目標をご覧ください。

新規参入者への貸付に関する面積として、令和3年度から令和5年度における、農地の権利移動があった面積の平均7.0haの1割、0.7haを目標に掲げております。

続きまして、2 最適化活動の活動目標について簡単に説明させていただきます。

(1) 推進委員等が最適化活動を行う日数目標ですが、昨年度の実績を踏まえ、1人当たりの活動日数について、月当たり10日を目標としております。しかし、毎月事務連絡等でお伝えしていますとおり、委員のみなさまにおかれましては、月13日以上活動及び活動記録簿の記入をお願いします。

(2) 活動強化月間の設定目標につきましては、地域計画策定に向けて、目標地図の素案作成に向けた話し合いが行われることから、4月、5月を目標地図素案作成に係る強化月間とし、更に、例年同様、7月及び11月を主に新規遊休農地発生防止として、農地パトロールの強化月間として目標に掲げております。

(3) 新規参入相談会への参加目標につきましては、5月にOKBふれあい会館で開催される「ぎふアグリチャレンジフェア」に、農業委員と推進委員の2名の参加を目標としております。

本日、ご承認いただけましたら、当計画を岐阜県に提出します。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長 ただいま説明がございましたが、何かご質問ございませんか。

委員 新規参入の促進について、実績の数値で令和5年度の新規参入者が多いが。

事務局 令和5年度から、下限面積要件がなくなりましたので、農地を持っていなくても取得できる様になったことにより、新規参入者が増加しております。

議長 他に何かございませんか

-特になし-

ご意見もございませんようですので、原案どおり承認することに決定してよろしいか。

(「異議なし」の声)

それでは、原案どおり承認することにいたしまして、次に移らせていただきます。

議案第601号、農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の規定による農用地利用等について、を議題に供します。事務局説明願います。

事務局

議案第601号、農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の規定による農用地利用等について、説明させていただきます。

こちらの1番及び2番の事案につきましては、出席の農業委員に関する事案があり、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、議事参与が制限されていますので、説明につきましては、このまま聞いていただき、審議には、着席のままで結構ですが、加わらないよう、よろしくお願い申し上げます。

16ページ「令和6年度 1号 農用地利用集積計画（農地中間管理事業）」をご覧ください。

農用地利用集積計画につきましては、年2回、4月と10月の公告を予定しております。

市が農用地利用集積計画を作成し公告することにより、権利の設定、移転の効力が発生します。

貸借の期限が来れば、貸借関係は自動的に終了するということで、安心して農地を貸し借りできる仕組みであり、農用地の規模拡大を図るうえで核となるものです。

設定する土地は、原則的には、市街化区域以外の農地となっております。

16ページから37ページまでが、農用地利用集積計画でございます。

農地中間管理事業は、農地の貸し借りの仕組みに於いて、「農地中間管理機構」が農地の中間受け皿となり、耕作を続けることが難しくなった農地を機構が借受け、担い手がまとまりのある形で利用できるよう配慮

し、農地貸付けを行う事業です。岐阜県では、一般社団法人岐阜県農畜産公社が農地中間管理機構として県の指定を受けております。

16ページをご覧ください。

左から順に表の説明をさせていただきます。

権利の設定を受ける者の欄は、農地中間管理機構が農地の中間受け皿となるため、一般社団法人岐阜県農畜産公社となります。

設定する土地の欄は、所在、地目、面積が載せてあります。

設定する権利の欄は、種類、始期、期間、借料が載せてあります。

利用権を設定する者の欄は、貸人の住所、氏名が載せてあります。

37ページをご覧ください。

下の合計の欄ですが、

利用権を設定する者 192人、設定する土地 455筆、

面積443,132.18㎡となっております。

本日、ご承認頂きましたら、4月19日付けで公告する予定をしております。

続きまして、農用地利用集積等促進計画案について説明させていただきます。

以前は「農用地利用配分計画案」と呼ばれていたものですが、農業経営基盤強化促進法の改正により、「農用地利用集積等促進計画案」と名称がかわったものでございます。

これは、「農用地利用集積等促進計画案」により、農地中間管理機構である一般社団法人岐阜県農畜産公社から担い手に貸し付けるものでございます。

38ページ「令和6年度 2号 農用地利用集積等促進計画案 総括表（農地中間管理事業）」をご覧ください。

左から順に表の説明をさせていただきます。

農地を借り受ける担い手の住所、氏名が記載してあります。

種類は貸借の種類です。

人数は貸貸人の延べ人数、筆数は借り受ける筆数、面積は借り受ける面積が記載してあります。

39ページをご覧ください。

結果、利用権の設定を受ける者 40人、利用権を設定する者 延べ208名、設定する土地 455筆、面積443, 132. 18㎡となっております。

40ページをご覧ください。

令和6年度 2号 農用地利用集積等促進計画案でございます。

左から順に表の説明をさせていただきます。

借入候補者・農用地等の欄には、貸人の氏名、住所、権利設定する土地、設定する権利が載せてあります。

右側の農用地等の貸付見込みの欄には、貸付先、設定する権利が載せてあります。

契約の状況の欄には、利用権の設定状況が載せてあります。

58ページをご覧ください。

下の欄でございますが、

利用権を設定する者 192人、設定する土地 455筆、面積 443, 132. 18㎡となっております。

最後に、59ページ「令和6年度 3号 農用地利用集積等促進計画案 総括表（農地中間管理事業）」をご覧ください。

先程の2号の促進計画案との違いは、こちらは担い手のみの変更でございます。

表の説明をさせていただきます。

左側に記載の、現に農地中間管理機構から権利の設定を受けている者から、右側の新たな利用集積等促進計画案に記載されている者にお互いの合意により担い手を変更するものでございます。

変更する担い手 5名、変更する土地 11筆、面積9, 773㎡となっております。

次に60ページが各筆明細となります。

左から、権利を設定した土地について、土地の所有者の氏名、住所、所在地、地目、面積が記載されておまして、現在の農地中間管理機構から借受けている者の氏名、住所、最後に新たな利用集積等促進計画案として、新たに借受ける者の氏名、住所、権利の種類が記載されてお

ます。

本日、ご承認頂きましたら、この農用地利用集積等促進計画案につきましては、一般社団法人岐阜県農畜産公社を通じて岐阜県に提出し、県により2週間の公告・縦覧を行い、6月29日付けで認可し公告する予定をしております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長 先程の話のとおり、こちらの1番及び2番の事案につきましては、2番 佐竹委員、6番 吉田委員、7番、柳瀬委員、14番 吉田委員、に関する事案があり、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、議事参与が制限されていますので、着席のままで結構ですが、各関係委員は審議には加わらないようお願いいたします。

ただいま説明がございましたが、何かご質問ございませんか。

・特になし・

ご意見もございませんようですので、原案どおり承認することに決定してよろしいか。

(「異議なし」の声)

それでは、原案どおり承認することにいたしまして、次に移らせていただきます。

議案第602号、農地の相続税納税猶予制度に係る証明願について、を議題に供します。事務局説明願います。

事務局 議案第602号、農地の相続税納税猶予制度に係る証明願について、説明させていただきます。

1ページをお願いします。

被相続人が耕作していた農地を、相続人が今後引き続き耕作を行うということで相続税納税猶予を受けるものです。

提案されております方について、農地の現在の管理状況を確認致しま

したところ、適正に管理され、今後も引き続き耕作が行われる見込みのある方でございますので、ご報告いたします。

1 番、田、3 筆合わせて、9 1 3 m²でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長 ただいま説明がございましたが、何かご質問ございませんか。

・特になし・

ご意見もございませんようですので、原案どおり承認することに決定してよろしいか。

(「異議なし」の声)

それでは、原案どおり承認することにいたしまして、次に移らせていただきます。

議案第 6 0 3 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について、を議題に供します。事務局説明願います。

事務局 議案第 6 0 3 号 農地法第 3 条関係申請明細について、説明させていただきます。

1 0 件提案されております。今回、提案されております申請はいずれも、農地法に規定する不許可基準に抵触しないものであると判断しております。

1 番、所有権移転によります、田、畑、3 筆合わせて、7 2 5 m²で、
ございます。取得後は野菜の栽培が行われる予定です。取得後は効率的に利用されるものと認められます。

2 番、所有権移転によります、田、5 4 5 m²で、ございます。取得後は
水稻の栽培が行われる予定です。取得後は効率的に利用されるものと認められます。

3 番、所有権移転によります、畑、2 5 5 m²で、ございます。取得後は
野菜の栽培が行われる予定です。取得後は効率的に利用されるものと認められます。

4番、所有権移転によります、畑、田、4筆合わせて、3, 646 m²で、ございます。取得後は水稲及び野菜の栽培が行われる予定です。取得後は効率的に利用されるものと認められます。

2ページをお願いします。

5番、所有権移転によります、田、2筆合わせて、1, 963 m²で、ございます。取得後は水稲の栽培が行われる予定です。取得後は効率的に利用されるものと認められます。

6番、所有権移転によります、田、2筆合わせて、2, 663 m²で、ございます。取得後は水稲の栽培が行われる予定です。取得後は効率的に利用されるものと認められます。

7番、所有権移転によります、田、322 m²で、ございます。取得後は水稲の栽培が行われる予定です。取得後は効率的に利用されるものと認められます。

8番、所有権移転によります、田、13 m²で、ございます。取得後は野菜の栽培が行われる予定です。取得後は効率的に利用されるものと認められます。

9番、所有権移転によります、田、2筆合わせて、378 m²で、ございます。取得後は水稲の栽培が行われる予定です。取得後は効率的に利用されるものと認められます。

10番、所有権移転によります、田、2筆合わせて、2, 351 m²で、ございます。取得後は野菜及び果樹の栽培が行われる予定です。取得後は効率的に利用されるものと認められます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長 ただいま説明がございましたが、何かご質問ございませんか。

-特になし-

ご意見もございませんようですので、原案どおり承認することに決定してよろしいか。

(「異議なし」の声)

それでは、原案どおり承認することにいたしまして、次に移らせてい

いただきます。

議案第604号 農地法4条の規定による許可申請について、を議題に供します。事務局説明願います。

事務局 議案第604号 農地法第4条関係申請明細について、説明させていただきます。

2件提案されております。

1番、畑、82㎡で、一般個人住宅の（庭・便所）でございます。農地の区分は、第3種農地の区域に近接する区域で、その規模がおおむね10ha未満である区域内にある農地であり、第2種農地と判断します。「許可項目は既存施設の拡張による転用」に該当します。

2番、田、244㎡で、農業用倉庫でございます。農地の区分は、住宅若しくは事業の用に供する施設が連たんする区域内にある農地であり、第3種農地と判断します。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長 ただいま説明がございましたが、何かご質問ございませんか。

—特になし—

ご意見もございませんようですので、原案どおり承認することに決定してよろしいか。

（「異議なし」の声）

それでは、原案どおり承認することにいたしまして、次に移らせていただきます。

議案第605号 農地法5条の規定による許可申請について、を議題に供します。事務局説明願います。

事務局 議案第605号 農地法第5条関係申請明細について、説明させていただきます。

3 ページをお願いします。

2 件提案されております。

1 番、賃貸借権によります、田、畑、6 筆合わせて、2, 6 4 6 m²で、建設業倉庫・作業場・車庫・資材置場でございます。農地の区分は、4 m以上の道路に、上下水道が整備され、かつ5 0 0 m以内に2 以上の公益的施設が存在する区域の農地であり、第3 種農地と判断します。

2 番、所有権移転によります、畑、2 筆合わせて、8 1 8 m²で、建設業駐車場でございます。農地の区分は、概ね3 0 0 m以内に市役所の支所が存在する区域内の農地であり、第3 種農地と判断します。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長

ただいま説明がございましたが、何かご質問ございませんか。

-特になし-

ご意見もございませんようですので、原案どおり承認することに決定してよろしいか。

(「異議なし」の声)

それでは、原案どおり承認することにいたしまして、次に移らせていただきます。

報告第9 号農地法第4 条、第5 条の規定による届出関係、その他報告事項について、事務局より報告願います。

事務局

報告第9 号農地法第4 条、第5 条の規定による届出関係、その他報告事項について、説明させていただきます。

事務局長専決により、専決処分しました案件について、ご報告させていただきます。

農地法第4条関係届出明細については、4件申請されています。

1番、田、51㎡で、一般個人住宅でございます。

4ページをお願いします。

2番、田、678㎡で、共同住宅でございます。

3番、畑、91㎡で、一般個人住宅でございます。

4番、田、146㎡で、一般個人住宅（駐車場）でございます。

農地法第5条関係届出明細については、19件申請されています。

5番、賃貸借権によります、畑、150㎡で、建築業資材倉庫でございます。

6番、所有権移転によります、畑、138㎡で、一般個人住宅でございます。

7番、使用貸借権によります、田、360㎡で、一般個人住宅でございます。

8番、所有権移転によります、田、2筆合わせて、550㎡で、宅地分譲でございます。

9番、所有権移転によります、田、2筆合わせて、338㎡で、宅地分譲でございます。

5ページをお願いします。

10番、所有権移転によります、田、628㎡で、宅地分譲でございます。

11番、所有権移転によります、田、132㎡で、建設業資材置場でございます。

12番、所有権移転によります、田、991㎡で、分譲住宅でございます。

13番、所有権移転によります、田、912㎡で、集合住宅でございます。

14番、所有権移転によります、田、2筆合わせて、692㎡で、宅地分譲でございます。

15番、所有権移転によります、田、2筆合わせて、1,202㎡で、宅地分譲でございます。

16番、所有権移転によります、田、2筆合わせて、404㎡で、宅地分譲でございます。

6 ページをお願いします。

- 17番、所有権移転によります、田、2筆合わせて、491㎡で、炭酸カルシウム製造業資材置場でございます。
- 18番、所有権移転によります、田、350㎡で、一般個人住宅でございます。
- 19番、所有権移転によります、畑、542㎡で、建設業資材置場でございます。
- 20番、所有権移転によります、田、220㎡で、一般個人住宅でございます。
- 21番、所有権移転によります、田、3筆合わせて、55.82㎡で、公衆用道路でございます。

7 ページをお願いします。

- 22番、所有権移転によります、田、230㎡で、皮膚科医院駐車場でございます。
- 23番、所有権移転によります、田、2筆合わせて、1,058㎡で、宅地分譲でございます。

続きまして、農地の相続税納税猶予制度に係る継続証明願について、説明させていただきます。

これに関しまして、27番につきましては、所在地の一部について、庭木の撤去が確認出来なかったため、今回は報告対象とせず、現地確認次第、次回以降に改めて報告させていただきます。

これにより、農地の相続税納税猶予制度に係る継続証明願については、3件申請されています。

3年毎に納税猶予の継続届出書を税務署に提出することとなっておりますので、継続証明願いが申請されているものです。

申請されております方について、農地の現在の管理状況を確認致しましたところ、適正に管理され、引き続き耕作が行われる見込みのある方でございます。

- 24番、田、6筆合わせて、4,986㎡でございます。

25番、田、5筆合わせて、8,912㎡でございます。

26番、田、3筆合わせて、2,474㎡でございます。

続きまして、農地法第3条の3第1項の規定による届出明細について、説明させていただきます。

農地法第3条の3第1項の規定による届出明細については、22件届出されています。

8ページをお願いします。

農地法の改正に伴い、相続などによる権利取得については、農地法の許可を要しない代わりに、権利取得者が農業委員会に届出をしなければならず、届出がなされたものでございます。

(相続、包括及び特定遺贈、遺産分割、時効取得、法人の合併、分割)

28番、田、3筆合わせて、2,812㎡でございます。

29番、田、畑、15筆合わせて、7,234㎡でございます。

30番、田、畑、5筆合わせて、3,972㎡でございます。

31番、田、1,500㎡でございます。

32番、畑、田、2筆合わせて、62㎡でございます。

9ページをお願いします。

33番、田、5筆合わせて、3,502㎡でございます。

34番、田、10筆合わせて、5,018.75㎡でございます。

35番、田、112㎡でございます。

36番、田、2筆合わせて、528㎡でございます。

37番、畑、12㎡でございます。

38番、田、宅地(現況:畑)、畑、17筆合わせて、8,995.3㎡でございます。

10ページをお願いします。

39番、畑、3.3㎡でございます。

40番、畑、田、9筆合わせて、12,384㎡でございます。

41番、畑、4筆合わせて、885㎡でございます。

4 2 番、畑、3 筆合わせて、1, 8 1 7 m²でございます。

4 3 番、畑、4 筆合わせて、1, 1 1 3 m²でございます。

1 1 ページをお願いします。

4 4 番、畑、9 2 m²でございます。

4 5 番、田、畑、9 筆合わせて、4, 4 1 0 m²でございます。

4 6 番、田、1 0 筆合わせて、5, 9 1 9 m²でございます。

1 2 ページをお願いします。

4 7 番、山林（現況：畑）、5 9 m²でございます。

4 8 番、畑、5 筆合わせて、1, 4 8 9 m²でございます。

4 9 番、田、1 8 7 m²でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長 ただいま説明がございましたが、何かご質問ございませんか。

（「なし」の声）

ただいま報告いたしましたとおり、専決処分をさせていただきましたので、よろしくお願いいたしますと思います。

これをもちまして、本日の農業委員会を終わらせていただきます。

午後2時40分閉会

上記のとおり、記載に相違ないことを証明し、ここに署名する。

令和6年5月7日

議長

石井豊太郎

議事録署名者

佐竹 静

議事録署名者

高橋美和子